

議長に招集権を付与することを求める意見書

我が国の地方自治は二元代表制を採用しています。しかし、現行の地方自治法においては、臨時会の招集請求権が議長及び議員にあるのみで、定例会・臨時会の招集権は長のみが付与されています。議会が担っている執行機関の監視、政策提案等を行うために、本来議会は、議会の意思による開催があつてしかるべきです。二元代表制の一翼としての議会の権能を果たすためには、現行の制度では十分とは言えない状況にあります。

このような中、一部の地方自治体において、議会から臨時会の招集請求が行われたにもかかわらず、長が法令の規定に違反し議会を招集しないで、専決処分を乱発し、議会の権能を封じ込める事例が発生してしまいました。

このことは、二元代表制を採用している憲法及び地方自治法の趣旨を著しく損なうものであり、現行の地方自治法の規定では、他の地方自治体においても同様の事態が起こり得る可能性を否定することはできません。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、このような状況を踏まえ、所要の地方自治法改正を行うよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年10月28日

江戸川区議会議長 須賀 精二

衆議院議長、参議院議長

内閣総理大臣、総務大臣 あて